

令和4年

七ヶ浜町議会会議録

4月会議 4月28日 開会
 4月28日 閉会

七ヶ浜町議会

令和4年4月28日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会4月会議会議録

（第1日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会4月会議会議録

令和4年4月28日(木曜日)

出席議員(13名)

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	関本英児君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長	鈴木英明君
建設2係長	鈴木良巳君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	内海栄広君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	渡邊真孝君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野直樹君
同書記	庄子克也君

議事日程 第1号

令和4年4月28日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第28号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第30号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 7 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 報告第 3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 議員提出議案第2号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に関

する意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第 28 号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 29 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 30 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 報告第 3 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 議員提出議案第 2 号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に関する意見書

午前 10 時 00 分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日 4 月 28 日は休会の日ですが、議事の都合により令和 4 年七ヶ浜町議会定例会を再開し、4 月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番渡邊 淳議員、11番佐藤梶信議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和4年七ヶ浜町議会定例会4月会議の日程は本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、4月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、3月25日、令和4年第1回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしております。

次に、3月29日、令和4年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしております。

次に、4月21日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、今年度開催の諸行事等について審議をしております。

4月27日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通しを願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりですが、ほかに建設課建設第2係、鈴木良巳係長が出席しておりますので、申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） ここで寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和4年七ヶ浜町議会定例会4月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第28号から議案第30号までの3議案、そして報告が3件であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第28号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第29号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該被保険者等の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第30号は、令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）であります。補正の額は5億9,401万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ75億9,401万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、令和3年2月13日及び令和4年3月16日に発生した福島県沖地震の災害復旧事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業等であります。主な財源としましては、単独災害復旧債及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等を充当しております。

次に、報告第1号七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例、報告第2号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、報告第3号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の3件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日付で施行されたことから、令和4年3月31日に必要な条文等の改正をしたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明申し上げましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

日程第3 議案第28号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第28号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第28号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害避難者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由につきましては、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

改正内容につきましては、令和3年度末までとしていた減免措置の期間を令和4年度末まで延長するものです。

別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料1ページからとなります。

第1条におきまして令和3年度分までと定められていたものを令和4年度分までとし、第2条、それから次のページの第3条では令和3年度分と定められていたものを令和4年度分とし、令和4年3月31日までと定められていたものを令和5年3月31日までに改め、期間を延長するものです。なお、制度内容自体には変更はございません。

議案書に戻りまして、2ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則のとおり公布の日からとなり、令和4年4月1日から適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第29号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第29号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該被保険者の負担軽減を図るものであります。

改正内容につきましては、先ほどの議案第28号と同様、令和3年度末までとしていた減免措置の期間を令和4年度末まで延長するものです。

別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料3ページからとなります。

第2条及び第3条で令和3年度分までと定められていたものを令和4年度分までとし、令和4年3月31日と定められていたものを令和5年3月31日までとして期間を延長するものです。なお、期間の延長のほかは、制度内容自体に変更はございません。

議案書に戻りまして、4ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則のとおり公布の日からとなり、令和4年4月1日より適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—

日程第5 議案第30号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第30号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第30号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,401万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億9,401万6,000円に定めようとするものでございます。

第2条では、地方債の補正3件で、災害復旧費のための町債でございます。

8ページを御覧ください。

第2表は地方債の補正でございます。追加いたしますのは、13ページから16ページに計上しております災害復旧事業のうち、現年発生単独災害復旧債といたしましては、個別の事業をまとめて1件といたしまして限度額を5,630万円に、過年発生単独災害復旧債といたしまして、アクアリーナ施設復旧事業の限度額を5億500万円に、現年発生補助災害復旧債といたしまして、公営住宅復旧事業、道路施設復旧事業、それから向洋中学校施設復旧事業の3事業で、限度額が780万円であります。なお、これを追加する地方債をいずれも地震による災害復旧費の財源とするものでございます。また、それぞれの災害復旧事業債の償還は、後の年度で単独災害分につきましては約2分の1、補助災害分につきましては95%が交付税で措置されることと

なっております。

次に、歳入について御説明いたします。11ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金910万円は、町道館下8号線ほか3路線分の道路災害復旧と、それから向洋中学校校舎災害復旧に係る国庫負担金で、3分の2の負担率となっております。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金403万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金へ追加するものでございまして、今回歳出で補正しているワクチン接種事業費の財源であります。6目災害復旧費国庫補助金325万円は、菖蒲田浜地区町営住宅の災害復旧に係る補助金で、2分の1の補助率となっております。

16款1項2目民生費県負担金90万円は、今回の地震により被害を受けた住宅の応急修繕分としての災害救助費負担金で、10分の10の負担率となっております。

19款2項1目財政調整基金繰入金763万4,000円は、不足する財源調整分でございます。

22款1項5目災害復旧債5億6,910万円の1節につきましては、個別の事業をまとめて1件分としての現年発生単独災害復旧債5,630万円と、次ページになりますが、2節はアクアリーの災害復旧費の財源とする過年発生単独災害復旧債5億500万円、それから3節につきましては、町営住宅災害復旧費、道路施設災害復旧費及び向洋中学校校舎災害復旧費の財源とする現年発生補助災害復旧債780万円でございます。

13ページのほうを御覧ください。

歳出について説明いたします。

3款3項1目災害救助費145万円については、罹災証明書発行事務に係る職員の時間外手当と、今回の地震により被害を受けた住宅の応急修繕費で、概算で3件分を計上しております。

4款1項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費の403万2,000円は、国からの通知があったことから4回目のワクチン接種へ向けた事前準備の電算委託料でございます。

6款1項4目農地費30万円は、菝ヶ森排水路しゅんせつ事業に対する土地改良区への臨時補助金であります。

11款災害復旧費については、地震によって被害を受けた公共施設の災害復旧費でございます。

まず、1項1目公共土木施設災害復旧費3,166万1,000円は、産業課分として、漁港の岸壁や護岸補修などで174万1,000円、次ページの建設課分は、町道や公園内の亀裂修繕、菖蒲田浜地区町営住宅のエレベーター復旧工事やエキスパンションジョイント修繕などで2,692万円、水道事業所分では、吉田浜字新南谷地の排水路クラック修繕300万円であります。

続いて、2項1目民生施設災害復旧費80万円は、遠山保育所プールのクラック修繕などでございます。

3項1目農業用施設災害復旧費145万7,000円は、産業課分でございます、阿川沼付近の農道のボックスカルバート継ぎ目修繕及び阿川沼排水機場修繕などであります。

4項1目その他公共施設公用施設災害復旧費、そのうちの14節の工事請負費929万7,000円については、まず防災対策分といたしまして、松ヶ浜防災備蓄倉庫のオーバースライダー修繕や第9分団詰所エアコン修繕などで145万2,000円、財政課分は、役場庁舎の天井・外壁エキスパンション等の復旧工事で140万円、産業課分につきましては、次ページの15ページになりますが、花渕浜多目的広場駐車場クラック復旧工事94万円、国際村分については、内外壁の復旧工事やホール客席のダウンライト復旧工事などで550万5,000円であります。

同じく15ページになりますが、5項1目公立学校施設災害復旧費のうち12節委託料440万円は、今回の地震被害によります七ヶ浜中学校の屋内運動場と向洋中学校校舎復旧工事の設計業務委託料でございます。14節工事請負費1,470万円は、向洋中学校校舎復旧工事1,350万円、それと町内3小学校の外壁等クラックの復旧工事などで120万円であります。

2目社会教育施設災害復旧費403万1,000円は、生涯学習センターの内外壁のクラック等の復旧工事で187万1,000円、軽運動場の給湯部破損復旧工事131万円及び汐見台南第1集会所の和室等の施設復旧工事85万円となっております。

16ページをお開きください。

3目社会体育施設災害復旧費12節委託料の630万円は、昨年度2月地震によるアクアリーナ災害復旧工事の監理業務委託料500万円、それと今年3月地震によります災害復旧工事の設計業務委託料130万円、14節の工事請負費5億1,528万8,000円は、アクアリーナの災害復旧工事費が5億1,490万1,000円、それとサッカースタジアムのスロープの復旧工事、屋内運動場、すば一くです、こちらのガラスの破損復旧工事が38万7,000円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 2点についてお伺いします。

議案書15から16ページの11款5項文教施設災害復旧費について伺います。公共施設の災害復旧、特に健康スポーツ施設アクアリーナ、それと七中体育館などもございますので、そちらについて伺いたいと思います。

昨年の地震でもガラスの破損があり、改修後の今年に入って、3月の地震によりまたガラス

の破損と。今年は、今回はレーキング、プレスも外れたということでございます。前回は今回も、比較的、周辺には人がいない時間帯だったので事故は避けられたというような状況でございます。そのことを念頭にして、伺いたいと思います。

リスク管理と災害復旧費についてです。災害復旧費、災害復旧については、現況復旧というのは理解しております。そこで、昨年の復旧工事、そして今年のことになるわけでございますが、今回はどのような安全対策を取るのか。前回同様に、大きな地震でガラスが割れて飛散する、原状復旧を基本とするものなのか。先ほどの全協の説明では、飛散防止フィルムを貼って、そういったところで飛散はされないということのような説明がございましたが、それで万全であるという判断なのか。今後においても、再度、災害発生により破損した場合は、さらにまた5億円をかけて修復していくという管理の考え方なのか。まず1点目はそこを伺いたいと思います。

2点目につきましては、今回災害復旧ということでございますので、設計や施工者などとの協議はどのように話し合いをされたのか。その結果としてどう判断されたのか。そういったところの判断でございますので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、安全対策の件でございます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） ただいまの仁田議員のアクアリーナのほうのガラスのほう、仁田議員さん、おっしゃっていただいたとおり、ガラス、幸い時間帯、揺れの時間帯によって、飛散しても被害がなかったわけですが、万が一、時間帯が違っていればというところがございますので、そこに関しては飛散防止フィルムの貼付であったり、あとは破損を防止する意味でのサッシ枠を設けて、カバー工法、スライドでガラスの割れを防止する対応を取らせていただいて、安全面を確保した施工を施す、一応予定ということで考えております。

○議長（岡崎正憲君） 中学校の事業者との協議関係。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 七ヶ浜中学校の体育館でございますが、今回は前回よりも確かにひどい状況に、大きく、被害が大きかったというところがございます。理由としまして、こちらで確認したところ、天井部分と、あと壁の部分を接合している鉄骨がございますが、その鉄骨部分が、その天井とその鉄骨の部分を接合している部分が外れてしまったというふうなことでございまして、それでそのボードのほうが落下してしまったというところがございます。

今回、設計業務委託のほうを予算計上させていただいておりますが、今後、そういったところの災害被害が軽減できるようにといった工法での修繕がいいのか、改めて設計業務委託の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目につきましては、生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） また5億円かけて修繕するののかという質問に対しまして、設計者との協議ということになります。その辺、対応についても十分に協議なされたと同っております。そこも踏まえた上で、今回の設計を出していただいているというふうに理解をしているところです。

ただ、追加工事、さきの、先月の地震での被害、追加の被害もございまして、今回補正に設計委託を計上させていただいておりますので、そちらの中でも改めて、再度そういうふうな設計のほうの安全性、担当課としても一応、設計者と進めて、お話を進めさせていただければと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、基本は原形復旧でございますが、改めてその復旧方法について、その設計委託のほうで協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 今回、災害復旧費ということで計上されておりますので、改めてというのは今回のものには含まれないということになってくると思うのですが、公共施設、特にアクアリーナ、そして先ほどから申し上げております七中体育館、そちらは、有事の際の避難所に指定しておりますね。スポーツ教育施設のみならず、重要な役割を持っております。

そこで、再度伺いますが、災害復旧はできる限り早めに対応することが望ましいと。説明のほうでも、9か月かかる、そしてアクアリーナに関しては、今のところそういったブレス関係、補強しないと山の方角、そちらがちょっと怖いというところはありましたけれども、こういうことを今この場で言うのはちょっと望ましいかどうか分かりませんが、提案されて可決することを前提に、こうやって9か月かかるからこれを絶対に通さなければいけないとか、そういった説明の在り方はちょっと私はどうかなというふうに思います。

そこで、伺いますけれども、安全対策は第一なんですね。そこで、より安全に資するために抜本的な見直し、そういったことを考えなかったのか。もしくは今回の補正により安全面に万全を期した上で、その上の判断であるというような計上で理解してよろしいものなのか。再度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 今回の補正予算については、教育委員会サイドの補正予算ではありませんけれども、公共施設全体で考えるというふうなことでよろしいかと思うのですけれども、耐震あるいは耐力度、そういったものについては個々の施設において結構専門的なものが入ってきたりするというふうに思いますので、抜本的な耐力度の強化、そういったものについては今後考えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますし、基金なんかにも積立金が若干ありますので、そういったものを駆使しながら望めればというふうに思います。

今回の場合についても、体育館、そういったものについては、十分避難所として活用できるものにできるだけしていきたいと思っておりますので、そういう部分では専門家のほうに意見を伺いながら設計に当たるというようなこと、それも複数の専門家というふうなことを担当課のほうに伝えて、そういうふうにしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 副町長がおっしゃることは十分理解できますが、抜本的なものを今後どうのこうのではなくて、災害復旧をやはり計上して、万全なものにして、避難所として利用されることというのは、絶対だと思うんですね。

そこで、しつこいようですが、2度の大きい地震で、2度破損しているわけでございます。想定外というものはもはやありません。当然、施設管理においては基準値があり、公共施設管理計画や個別の保全計画、そういったところで施設の老朽化や利用状況などにより、それぞれ点検や補修なども実施してきたというように理解しております。それでも破損し、そして大きな被害が出ているわけでございますが、素人目でも構造の変更が必要というものは、一目瞭然ですね。

そこで、再度伺いますが、安全管理は、安全に万全を期している、そして3度目はないと、町民に対しお約束していただけるものなのか。約束というのは、自然災害でございますから想定できるもの、できないものもあるというふうに難しいところはありますが、町の評価として安全であるというふうに判断し、復旧するということで理解してよろしいのか、再度伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） どういった地震災害に備えるかというようなことについては限度があるかと思っておりますけれども、今考える、ほとんどの最悪地震に耐え得るよう、それから避難所として十分に活用できるように、次回の補正までには臨みたいというふうに思いますので、躯体

のゆがみ、そういったものはあるとしても、避難所としてそののところ、一時的に補修すれば可能だというふうなところまで上げられればなと思いますので、そのところは、できるだけ3度目はないというふうな形に、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

なかなか実施、もともとリスクのあるところに斜面に造ってしまったというふうな、そういったリスクも、私が財政とかにいたときに、その辺計画したというようなこともありますので、ちょっとそういったリスク負っているというようなことは理解しておりますので、その辺はできるだけ人命に関わるような、あるいは住民にけがが及ばないようにするというようなお約束はしたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員、2問目いいですか。（「2点目はいいです」の声あり）いいですか。

ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 1点のみお伺いいたします。ページ数が13ページでございます。

4款衛生費9目新型コロナウイルス感染症対策事業費委託料で、節区分12で委託料403万2,000円ということで、ただいまの御説明で4回目ということでございましたけれども、これの電算処理に関してということですが、3回目の接種で、町民の皆様方から接種券が遅いというような形で大変お声をいただいたということが皆様にも伝わっているのではないかなというふうに思いますけれども、4回目は60歳以上で、あとそのほかに既往症のある方々ということで、今政府のほうで言われておりますけれども、この4回目に関しまして、例えば今3回目に見るように、感染拡大が大きくなった場合、前倒しとか、そういうことも出てくると思うのですけれども、その電算処理の中で、そういうことが臨機応変に対応できるような形でやっていけるのかどうかを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 電算委託料に関しましては、4回目接種、こちらは3月25日、前もって準備しておきなさいということで国から通達がありまして、その情報をもとに各ベンダーのほうでは準備を進めております。

それで、一応4回目というのが今のところ5か月ですか、経過後ということになっていますが、それに間に合わせるべく、一応適切にできる範囲ということで今回補正予算に上げさせていただきます。

5か月を4か月に前倒しとなった場合にどうなるかというのは、ちょっと開けてみなければ

分らないですが、あと国のほうでは、今日午後から市町村向けの説明会がございますので、その中ではっきりしてくると思います。今後もまた6月とかも補正が出ると思いますので、そのときにはもっと詳しい説明ができると思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） この4回目の内容的なものは、最近政府のほうから出ているということで今後の対応だとは思いますが、やはり3回目の状況を見たときに、早くできる自治体と、うちのように、決めたものはがんとしてなかなか変更できないというような体制に私は見受けられたんですね。やはり町民の方々が、接種券だけでも早く送ってちょうだいというようなお声もありました。やはりその電算の書類の中で、誰が3回目を打ったかというのは、もう準備、これからの準備の中できちんとできるわけですので、やはり政府とか、それから近隣の自治体なんかもできるようなことは、やはりうちのほうとしても、今後頭の中に入れておいていただいて、臨機応変にすべきではないかなと思いますけれども、再度その考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） はい、熊谷議員の言うとおりでと思いますので、適宜こちらで対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。（「以上です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 1点目、先ほど仁田議員の質問にもありました16ページですけれども、この16ページに限らず、教育施設も体育館も同じようなことなのですが、今回この設計をやる、やらないとかという話もありますが、これは耐震上、二重部材の耐震性の向上設計指針というのが国のほうから出ているのですけれども、それにのっかって前回はやられていて、今回もやるつもりなのか。その点だけ伺います。

○議長（岡崎正憲君） いかがですか。建設係長。

○建設2係長（鈴木良巳君） 建設課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

二重部材関係については、前回は原形復旧ということで耐震にはしていませんでした。それで、今回は天井とかの問題もあるので、最低限での天井の周辺、そのつり、野縁とか、つりボルトですかね、その辺の水平振れ止めというか、そういうものをつけるような設計の打合せをしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 対象としていなくてやったということ、これを大いに反省していただかないと、先ほどの教育のほうから、ブレスが取れましたみたいな話だけで済まない話ですからねということを、平気でそういうふうな説明をしますから、これはよくその辺の方にもわきまえていただかないと困るので、その辺に対する、副町長のほうもどういふふうな考え方で今後教育していくのか、おっしゃっていただくと助かります。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 職員に対する指導、そういったものについては、私、専門性についてはなかなかできていなかったということがあったので反省して、今後は専門性であっても私も理解しながら、どんどんこちらで情報を取りに行くというふうなことで指導していきたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。（「結構です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点ほど、端的な説明と端的な要求であります。

第1点は、15ページ、11款災害復旧費5項文教施設災害復旧費の12節区分、委託料で教育総務の440万円について、それぞれの契約について説明がなかったので、これについては統一の業者にとということで理解していいのかどうか、その点を1点。

2点目の要求については、14ページ、同じ災害復旧費の公共土木関係で、建設関係であります。道路、公園と、公営住宅及び15ページの公立学校施設災害復旧費の中の節14工事請負費の教育総務課のとそれぞれと、亦楽・松ヶ浜・汐見小のそれぞれの詳細な費用について明記がなかったので、そこで、これら13ページから16ページの災害復旧費のそれぞれと、委託料及び工事請負費と工事内容、費用について、書面での提出を議長、求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） しばらくお待ちください。（「現在ここで答えられるならば、まず答えていただいて、それで不足ならば、また申し上げたいと思います」「議長」の声あり）いいですか。

○12番（歌川 渡君） 要するに、1つはそこを皆さん求めたいと思うのですけれども、そのほか、それらも含めて書面での提出を求めるのと、議員に提出をいただけないかという議長の判断を仰ぎたいと思います。今でなくていいです。それは後日でもいいですから。

○議長（岡崎正憲君） 皆さんにお伺いします。ただいま歌川議員のほうから、各項目の各建設課を含めた項目の中の詳細の内容をリストで欲しいということですが、皆さん、必要とされるかどうか、ここで挙手していただきたいと思いますが、いかがですか。必要とされる方、挙手願います。はい、分かりました。多数と見ておりますので、執行部のほうで内容についてお願いいたします。

○副町長（平山良一君） すみません、話合いというようなことではなくて、今回だけなのでしょう。それとも今後ずっと、予算、補正予算書、全部について資料を出しなさいというようなことなのか。その辺ははっきりしていただければよろしいかと思うのです。

○議長（岡崎正憲君） これは後ほど協議させていただきますが、現在の場合、今回の分として要求したいと思います。じゃあ回答はよろしいですね。（「1点目です」の声あり）質疑。2点の。（「1点目だけです」の声あり）1点目。（「委託料」の声あり）

教育総務のほうから回答があるそうですので、教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 設計業者というところでございますけれども、前回の設計業者のほう、前回は調査して設計を行っている業者が熟知しているというところではあるとは思いますが、同じ業者になるかどうかについては、今後指名委員会等で決定していくものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございますか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点です。16ページ、11款5項文教施設災害復旧費の中の14節区分なのですが、5億1,500万円なのですが、先ほど全協のほうでも工期のほうは9月までということですが、この世界情勢を鑑みまして、（「9か月」の声あり）9か月ですね。世界情勢を鑑みまして、材料費と調達の遅延、高騰もあるでしょうけれども、遅延による、さらに工期、完成までの遅延というのはあり得ないのか。この期間できっちり直せるのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） ただいまの質問ですが、ちょっと現状では9か月間ということで一応想定をしているということで、必ず遅れるとかということは、ちょっと現在では見込めてはいません。9か月あればということで、今見込んでいるところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） また、こちらは金額的にも5億1,500万円と、これは基本の基本のお金でしょうから、先ほど2次補正等々という話も出ましたけれども、これだけ見てもかなりの大きい金額であります。本町のほうではどのように、金額これでは絶対やれないと思うので、どのぐらいの予算の幅というのを想像しているのか。単純にこれだけでは、まず多分予算を出してきているでしょうから、腹積もりのなものでもそうですけれども、大体どのぐらい町長が見ているのか、回答をと思っております。

○議長（岡崎正憲君） いかがですか。副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、なかなかこれ、想定額を申し上げるとするのは難しいのですけれども、もし参考になればというようなことなのですけれども、今回の被害でどのぐらいの財源を準備したかというようなことについては、腹積もりとしては、もしかしたら3億円いくかなみたいな感覚はありましたけれども、実際に出てきたのが5億円だというふうなことになる、ちょっと私も想定をどこに置いたらいいかというのはなかなか難しくなります。

それから、どこまで補強したらいいかというのは今後の課題なのですけれども、その辺も含めて、今後専門家の意見を聞きながらじゃないと想定は難しいのですけれども、ならば、ここがあと本当に8億円だ、10億円だというふうな話はなしにしたいなという思いはございます。

ですから、できるだけ最低限で耐力、耐震、そういったものが確保できるように準備したいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 難しいとは思って言ったのですけれども、基本的に上がると、さらに金額が上がることです。それで、ここでなのですけれども、3月16日、すごい地震で、うちものなのですけれども結構被害を受けて、外に出たらみんな出ている状態、エネオスは真っ赤だったし、2回目の地震が衝撃的だった。その中で、私は保険は大切だなと思ったんですよ。私、全くかけていなかったの、今度はかけたほうがいいよなと思ったのですけれども、この公共施設に関してのそういった保険というのは、果たしてないものなんですかね。普通、自分のような感覚でいったら、ああ、かけようと思うわけですけれども、普通だったらですよ。公共施設はどうなのですか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、御回答申し上げます。

地震に対する保険というのはございません。というのは何でかといいますと、補助があった

り起債があったりというような別な財源もございます。そういったことで、公共事業については保険に入っている、何か別な地震とかそういった自然災害じゃない何かがあった場合の保険というようなことは認められていますけれども、事業でやったものについての保険は認められますけれども、こういった自然災害、そういったものについては保険というのはございません。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 私は、議案第30号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、昨年2月及び今年3月に発生した地震による災害復旧が主なものでございます。災害復旧に関しては、安全対策は最も重要であります。しかしながら、健康スポーツ施設及び七ヶ浜中学校の体育館の復旧に関して、一定の努力は認められるものの、今回は原形復旧のみと考えられる説明があり、災害時の避難所にも指定されている両施設においては、安全対策やリスク管理に関する考え方が不十分と判断せざるを得ません。

また、今後におきましては、建築物など、技術面などにおいても専門性、そちらについても真摯に取り組まれることを、そして及び周知徹底に努められることを望むことから、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤梶信議員。

○11番（佐藤梶信君） 議案第30号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の災害復旧費、現状の復旧に対する補助に対する災害復旧基金を利用して、一日も早く執行して、町民の安全に対応してもらうことが第一であります。皆様から先ほどから出ている意見は、町当局がそれ以上に理解をいたしまして、安全を含めて、今後財源確保など一般財源はあまり使わせないで今後の補正に臨むものと理解いたしまして、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに反対討論ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議案第30号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）に反対いたします。

反対の主な理由は、補正予算書16ページに計上されている七ヶ浜町健康スポーツセンター施設災害復旧工事の工事内容について、議会に対し、復旧工事に伴う現場状況及び補正計上において事前に十分な説明の機会を設ける必要があったのではないのでしょうか。当日の説明になっ

たことは、当局の議会軽視とも言えることから、今回の補正提出については反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。遠藤久和議員。

○13番（遠藤久和君） 私は議案30号に賛成の立場で討論いたします。

先ほど全協で町長、副町長から説明をいただきましたが、まずガラスに対しての加工というか対策は行っておりますが、やはり一番心配している、議会のほうでも心配しているのは支柱なんですね。1か所に力が加わってどうなるのかと。それで、その対応を今後、専門家と話しながらしっかりそこは説明していきたいという回答がありました。

それで、その予算も含めて国にも交渉も必要でありますし、災害復旧が現況復旧という考え方も、国に対しても今のままでは、何回も税金を出すのであれば、やはり1回で済むような形、そういった形を国には望むものであります。

なので、今回、議会にも十分説明し、その安全性を高め、また一般住民の方々は早い復旧を望んでいるという、両方の住民の方々の声がありますので、まず安全対策は第一でありますし、また国に対してのそういった働きかけ、そして安全性の明確な説明を議会に求めるということの回答がありましたので、賛成といたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 私は反対の立場で、議案第30号の件について反対の立場で討論いたします。

今回の構造物に関しては、先ほども全協で説明ありましたし、いろいろ難しい構造であるというのは重々理解し、かつ建物を壊すという発想に立っていない条件で討論したいと思います。

これは住民性を向上させる建物であるというのは第一に考えなくちゃいけないと。それと、先ほど用途に関しても安全なもの、絶対に人を入れてもけがをしない、殺さない、そういった安全な箱物にしなくちゃいけないという、これは安全係数の設定が必要である。

特に、前回は二重部材の耐震構造の設計指針にはのっついていなかったということで、やはり一業者の見立てでは、非常に今後、課題を残すようなありさまになる。全協では第三者機関とおっしゃっていましたが、やはり具体的にこの第三者機関というものの名称が上がっておりませんので、どういう方向で、確かに第三者機関の意見と、それからいろんな意見を伺う、伺った上で設計に反映させるというのは分かりますが、その方向性がまだ見えていないという状態で設計を実施することになるのであれば、今回は反対させていただきます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立少数であります。よって本案は否決されました。

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関本英児君） 報告第1号専決処分による七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書17ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和4年4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の改正が必要になったものであり、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものであります。

今回の改正は、固定資産税については、納税証明書が固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付等についての記載事項の見直し、個人住民税につきましては、上場株主などの配当所得などに係る個人住民税の課税方式の見直しなどであり、その他は所得税法などの改正及び関係法の施行に伴う文言の修正並びに運用条項の項番号ずれなどの改正となっております。

また、今回の改正は2条立てとなっておりますが、概要につきましては、別冊の議案参考資料に基づきまして条例の読み上げは割愛させていただき、主要な部分のみ御説明させていただきます。

それでは、別冊の議案参考資料の5ページの七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例、新

旧対照表を御覧ください。

条例第18条の4、納税証明書の交付手数料、第1項につきましては、固定資産課税台帳に記載されております事項の証明書において、住所に代わる事項を記載したものを交付することができるよう規定するものであります。

次に、条例第33条、所得割の課税標準、第4項及び次のページになりますが、第6項につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とに一致させるため、改正するものであります。

次に、議案参考資料の9ページを御覧ください。

条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第1項につきましては、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、新たに第2号を追加するものであります。

また、議案参考資料の10ページを御覧ください。

条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第1項につきましては、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、新たに第2号を追加するものであります。なお、追加する条例第36条の3の2第1項第2号及び条例第36条の3の3第1項第2号は、配偶者などの退職手当などを有する場合について、扶養親族等申告書に記載するよう規定をしたものであります。

続きまして、議案参考資料の13ページを御覧ください。

条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村税条例で定めるもの、いわゆるわがまち特例と言われる地域決定型地方税制特例措置に係る部分であります。

まず、引用条項の項番号ずれを改正しまして、第25項から第26項を1号ずつ繰り下げ、新たに第25項を追加するものであります。なお、追加する第25項は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地の課税標準額を条例で定める割合について、最初の3年度分を4分の3と規定するものであります。

続きまして、議案参考資料の17ページを御覧ください。

条例附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、令和4年度限りの措置としまして、商業地等の負担調整の割合を100分の2.5と規定するものであります。

次に、議案参考資料の24ページを御覧ください。

こちらは改正条例、第2条関係であります。条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公

的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、改正条例第1条で御説明しましたとおり、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備により改正になりました。

次に、議案書22ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、原則、令和4年4月1日からとなっておりますが、附則第1条第1号から第3号につきましては、各号に掲げる日からの施行となります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点でございます。すみません、定義についてなのですけども、16ページですかね。16ページから（「議案書ですか」の声あり）、議案書16ページから。すみません、参考資料です。失礼しました。

（4）、すみません、第10条の3項から9項ですね。（1）から括弧がずっとありますけれども、熱損失防止改修工事が「工事等」に改められていますけれども、ここの定義についてちょっと聞き漏らしがあったと思うのですけれども、もう一度説明をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（関本英児君） こちらの熱損失防止改修工事等、こちらの「等」につきましてですけども、こちらは省エネに資する太陽光発電装置を高効率空調機、あと高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事の費用、こういったものが追加されるということで「等」というのが入りました。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そういったところを示されているということですよ、定義で。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（関本英児君） こういったものが一応今回追加されて、そういうものも認められるということで、地方税の改正でなっております。

以上です。（「結構です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容を御説明いたします。

議案書は26ページ、27ページを御覧ください。

こちらの改正の理由につきましては、このたびの国の税制改正によりまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日より施行されたことに伴い条例の改正が必要となったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたものであります。

主な改正内容は、課税限度額の引上げであります。

別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料25ページ以降を御覧ください。

第2条及び第23条の改正は、基礎課税額に係る限度額を63万円から65万円に、それから後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から20万円に引き上げ、改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものであります。

また、資料26ページになりますが、附則第2項の改正につきましては、「同条中」とあるのを「同項中」に改めるもので、文言の整理であります。

議案書に戻りまして、議案書27ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則のとおり令和4年4月1日からとなります。

以上、改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、報告第3号専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関本英児君） それでは、報告第3号専決処分による七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の内容を御説明いたします。

議案書28ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、報告第1号と同様で、関係法律等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものであります。

改正内容につきましては、条文の読み上げは割愛させていただきまして、別冊の議案参考資料に基づき御説明させていただきます。

議案参考資料27ページ、七ヶ浜町都市計画税条例、新旧対照表を御覧ください。

附則第2項から第5項は、関係法令の引用条項の項番号ずれを改正し、第6項から第18項を1号ずつ繰り下げ、新たに第6項を追加するものであります。なお、追加する附則第6項を特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地の課税標準額を、わがまち特例と言われる地域決定型地方税制特例措置に係る部分であります。特例の割合を条例で最初の3年度分を4分の3と規定するものであります。

次に、議案参考資料29ページを御覧ください。

改正後の附則第8項につきましては、令和4年度限りの措置として、商業地等の負担調整の割合を100分の2.5と規定するものであります。

その他については、いずれも項の繰下げによる規定の整理であります。

議案書31ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則第1項のとおり令和4年4月1日であります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第9 議員提出議案第2号 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に関する意見書

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議員提出議案第2号国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に関する意見書を議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。議員提出議案第2号につきまして説明させ

ていただきます。

国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に関する意見書を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、提出しようとするものでございます。

提案理由は、去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナへの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、本町議会は、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するため3月11日に決議したところであり、我が国及び多くの国々が軍事侵攻への抗議を示している。

しかしながら、今もなお、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を停止することなく、核兵器大国であることを誇示し、国際社会からの批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せている。さらに、プーチン大統領は、核兵器の使用をちらつかせるなど、国際社会を威嚇する言動を取っている。今日の世界において決して許されるものではなく、怒りを込めて非難する。

また、国際経済において、軍事侵攻の影響を受け、原油や小麦など生活の基盤となる物資が高騰している状況にある。コロナ禍で国民の生活や経済活動が停滞している中で、こうした事態は国民の暮らしを直撃し、経済的に破綻しかねない状況である。

このような現状に鑑み、以下の点に取り組まれることを強く要望するものであります。

1点目は、ロシアのウクライナからの撤退の要求や、現地邦人の安全の確保、我が国への避難を希望するウクライナ人の受入れ拡充策及び支援策など、国際社会との連携を図りながら、世界平和の実現に向けて最大限の努力をすること。

2点目は、小麦など生活の基盤となる物資の高騰を受け、政府として安定的な供給と価格を抑えるための施策を早急に講じること。

3点目は、エネルギー、鉱物資源などの安定供給を維持するため、資源国への増産の働きかけ、エネルギー資源の多様化、調達先の多角化につながる国内外の開発への積極的な投資及び国内省エネルギーの促進を図るための施策を早急に講じること。

4点目は、国際社会と強く連携し、最も厳しい経済制裁措置をはじめとする厳格な対応を取ること。また、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するための制裁に有意義な効果を持たせるため、2次的制裁を検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔3番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」
の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これ
にて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は
原案のとおり可決されました。

以上をもって、4月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日4月29日から12月28日までの244日間を休会といたしたいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は、明日4月29日から12月28日までの244日間を休会とすることに決しま
した。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時26分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年4月28日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員